

馬術競技等誘致促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県馬術競技場(以下「競技場」という。)で馬術大会、イベント等を開催し八ヶ岳南麓地域の観光振興を図るため、競技場の機能向上を図る施設整備に要する経費及び競技場や地域イベントのPRに要する経費に対し、予算の範囲内で馬事振興センター(以下「センター」という。)に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及び補助額)

第2条 前条に規定する経費及びこれらに対する補助額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 センターは、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の精査等を行い補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)をセンターに通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更(別表に定める軽微な変更は除く。)しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を提出して知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出して知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事は、第3条第2項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (5) 知事は第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定にお

いて減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

2 前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 センターは、第3条第2項ただし書きにより交付申請をした場合において、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 センターは、第3条第2項のただし書きにより交付の申請をした場合において、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を、仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、センターに通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第9条 センターは、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 センターは、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第8号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、保管しておかなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成28年9月5日から施行する。

(別表)

区 分	補助額	軽 微 な 変 更	
		経費の変更	事業内容の変更
馬術競技等誘致促進事業 1 競技場の機能向上を図る 施設整備に要する経費 2 競技場や地域イベントの P R に要する経費	定 額	補助対象経費の各費 目間において、い ずれか低い額の20% 以内を増減させる場 合	補助目的の達成に支 障をきたさない事業 計画の細部の変更で あって、補助金額の 増額を伴わない場合